

新	旧
<p style="text-align: center;">最終改正 令和 5 年 11 月 29 日国住整第 89 号 第1章 総 則</p> <p>第1 (略) 第2 定 義 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～十四 (略) 一五 <u>子育て世帯支援型 改良住宅等における子育て世帯の優先入居のための設備等の改善をいう。</u></p> <p>十六～二十七 (略) 第3 (略) 第4 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 改良住宅ストック総合改善事業</p> <p>第5 改良住宅ストック総合改善事業の実施に係る要件 1 改良住宅ストック総合改善事業(災害復旧事業を除く。)の実施に係る要件は、次の各号に定めるものとする。 一 (略) 二 個別改善については、原則として、改良住宅等のうち建築後 20 年を経過したものの<u>(子育て世帯支援型を行うものうち子どもの安全確保に係る改善(床の衝撃音対策に係る改善については、その他の子どもの安全確保に係る改善と併せて実施する場合に限る。))については建築後 10 年を経過したもの</u>を対象とすること。ただし、以下に掲げるものについてはこの限りではない。 イ～ニ (略) ホ 住宅用防災機器、P 波感知型地震時管制運転装置若しくは戸開走行保護装置の設置又はエレベーターに係る主要機器耐震補強措置の実施等 へ～チ (略) 三～五 (略) 2～3 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章～第4章 (略)</p> <p>(附 則) (中略)</p>	<p style="text-align: center;">最終改正 令和 5 年 3 月 31 日国住整第 46 号 第1章 総 則</p> <p>第1 (略) 第2 定 義 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～十四 (略) <u>(新設)</u></p> <p>十五～二十六 (略) 第3 (略) 第4 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 改良住宅ストック総合改善事業</p> <p>第5 改良住宅ストック総合改善事業の実施に係る要件 1 改良住宅ストック総合改善事業(災害復旧事業を除く。)の実施に係る要件は、次の各号に定めるものとする。 一 (略) 二 個別改善については、原則として、改良住宅等のうち建築後 20 年を経過したものを対象とすること。ただし、以下に掲げるものについてはこの限りではない。</p> <p>イ～ニ (略) ホ 住宅用防災機器、<u>地上波デジタル放送対応設備</u>、P 波感知型地震時管制運転装置若しくは戸開走行保護装置の設置又はエレベーターに係る主要機器耐震補強措置の実施等 へ～チ (略) 三～五 (略) 2～3 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章～第4章 (略)</p> <p>(附 則) (中略)</p>

附則〔令和5年3月31日要綱第46号〕

改正後のこの要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則〔令和5年11月29日要綱第89号〕

改正後のこの要綱は、令和5年11月29日から施行する。

附則〔令和5年3月31日要綱第46号〕

改正後のこの要綱は、令和5年4月1日から施行する。